

第5章 中間報告

第1節 今年度調査研究のまとめ

1-1 今年度の成果物

(1) ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び職業能力評価研修

昨年10月に実施した「求職者支援訓練担当職員研修（認定業務）」の研修カリキュラム及び教材等を活用し、都道府県主管課・職業訓練指導員等を対象に2回実施した。

これは、都道府県が行う離職者訓練・委託訓練、雇用支援機構が行う離職者訓練においてジョブ・カードによる能力評価を行うことが厚生労働省から定められたことから、先導的にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを展開している雇用支援機構が研修を主催したものである。

第1回 平成24年4月18日～20日 43名

第2回 平成24年4月25日～27日 45名

表4-1 「ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング
及び職業能力評価研修」カリキュラム

研修カリキュラム			
コース名		期 間	定員 日数
ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び職業能力評価研修		第1回 平成24年4月18日(水)～20日(金) 第2回 平成24年4月25日(水)～27日(金)	各48名 3
研修のねらい及び到達目標	都道府県における施設内訓練や委託訓練についても、平成24年4月以降に開始される訓練から、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び職業能力評価を実施することとしており、その円滑な導入・運営に資するため、公正かつ客観的な職業能力の評価ができ、さらに民間教育訓練機関に対して導入の指導・助言ができる者を育成する。		
研修対象者または前提知識	施設内訓練や委託訓練の「ジョブ・カード作成・交付」業務に従事する都道府県の職業能力開発施設の職員(職業訓練指導員等) ※ジョブ・カード講習を受講し、厚生労働省または登録団体に登録された登録キャリア・コンサルタントが望ましい。		
研 修 内 容	1 職業訓練の品質保証と職業能力評価		時間 1.0H
	(1)職業訓練の理念		
	(2)職業能力評価とキャリア・コンサルティング		
	(3)「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の趣旨・目的		
	(4)訓練コースの運営プロセス(PDCAサイクル)		
	2 ジョブ・カードの活用		1.0H
	(1)ジョブ・カード制度の趣旨・目的		
	(2)ジョブ・カード交付の流れ		
	(3)ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価		
	3 ジョブ・カードを活用した職業能力評価		6.5H
	(1)習得度評価の意義・目的		
	(2)ジョブ・カード様式[評価シート]の概略		
	(3)汎用的な職業能力評価基準 (日本版デュアルシステム訓練修了後の評価項目作成支援ツール、職業能力評価基準等)		
	(4)ジョブ・カード様式[評価シート]の作成演習 【課題】汎用的な評価基準を活用した評価シート作成実習 【課題】汎用的な評価基準を参照しての評価シート補正実習		
	(5)試験課題や評価基準の設定に係るポイント		
(6)実際の評価及びフォローアップに係るポイント			
4 教育訓練機関向け指導・助言事例紹介		1.0H	
(1)ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実際			
(2)習得度評価の実施指導事例			
5 意見交換・質疑応答		2.0H	
(1)グループディスカッション			
(2)質疑応答			
(3)自己評価			
		計	11.5H
使用する機器及び教材等	テキスト、その他資料(関係通達等)、パソコン、プロジェクター等		

(2) 指導業務のPDCAサイクルによる職務分析

第2章参照

(3) 求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修の実施（管理職編、一般職編）

第3章参照

(4) 「教育訓練サービスガイドラインに基づく職業訓練の質保証に係る研修」への企画参画・資料提供

今年度2月に、雇用支援機構本部主導で職業訓練指導員を対象に実施された研修であり、職業訓練指導員が求職者支援訓練担当職員に対して職業訓練の専門的知見から支援し、間接的に民間教育訓練機関の職業訓練運営を支援することを目的に企画・実施された。この研修の企画や研修資料に調査研究会の成果物が活用された。

表4-2 「教育訓練サービスガイドラインに基づく職業訓練の質保証に係る研修」カリキュラム

研修カリキュラム				
コース名		期 間	受講者数	日数
教育訓練サービスガイドラインに基づく職業訓練の質保証に係る研修		第1回 平成25年2月14日(木)、15日(金)	各回 46名	2
		第2回 平成25年2月18日(月)、19日(火)		
研修のねらい及び到達目標	民間教育訓練機関の抱える職業訓練に関する課題について、施設全体として適切な指導・助言等を行えるよう、指導員が求職者支援訓練担当者等に対して支援する等、民間教育訓練機関の質向上のために機構が有する訓練ノウハウを活用したサポートができる。			
研修対象者または前提知識	職業訓練指導員(職業訓練支援センター 各施設 準ベテラン層又はベテラン層指導員 2名 ※各回1名)			
	0 挨拶			0:15
	1 職業訓練の質保証を取り巻く現状			
	2 教育訓練サービスガイドラインについて(機構、民間教育訓練機関向け)			1:15 (休憩10分含)
	3 民間教育訓練機関の現状について 求職者支援制度、認定業務、指導業務について			
	4 民間教育訓練機関に対する支援の具体的事例 求職者支援訓練担当業務(現場)の現状及び課題について			1:00
	5 "職業訓練"を民間教育訓練機関等に理解してもらうためには			1:45
	6 就職活動の支援について 魅力的な応募書類を書く、面接への備え等について			2:15 (休憩10分含)
	7 就職のために習得すべき基礎的な職業能力の指導について 自己理解(自分の強み・弱み)・仕事理解支援、コミュニケーション・トレーニングについて			2:00 (休憩10分含)
	8 クラス運営について 職業訓練コースにおけるクラスの意義とクラスの雰囲気づくりについて			1:00
	9 民間教育訓練機関に対する支援の在り方について(ケーススタディ、グループ討議) 民間教育訓練機関の職業訓練の質向上に向けて指導員ができる支援について			2:00 (休憩10分含)
	10 まとめ・総括			0:30
			計	12時間

第2節 課題への対応と今後の展開

2-1 課題への対応

調査研究会での職務分析の内容、ヒアリング調査や研修でのグループワークの結果から、求職者支援制度の関係者（民間教育訓練機関、雇用支援機構、労働局・ハローワーク）ごとの課題を整理した。課題によっては、今回実施した研修で対応できているものもあれば、未対応なもの、さらに雇用支援機構の支援が及ばない課題もある。

(1) 民間教育訓練機関の職業訓練の質の向上

①民間教育訓練機関の職業訓練サービスの質の向上

②就職支援、キャリア・コンサルティングスキルの向上

③苦情対応能力、受講者への対応

調査研究会で開発・実施した職員研修で対応している。研修成果の更なる現場での展開・活用に期待したい。また、研修の計画的な継続実施が望ましい。

④職業能力基礎講習の適正な展開

⑤教育訓練サービスガイドライン等の普及・指導

前述の第1節（4）の「教育訓練サービスガイドラインに基づく職業訓練の質保証に係る研修」により、職業訓練の運営について職業訓練指導員が間接的に関わることで対応・改善できる。

⑥講師の質の向上・担保

実施機関側の人件費抑制のため常勤講師による訓練運営が少ない実態がある。実施機関側は、認定されるか不確定であること、更に定員の半数に満たない場合には中止の判断をすることなどから、講師を常用で抱えることが難しい状況にある。訓練期間中の受講者との関係構築の面からも常勤講師が全期間通じてコミュニケーションを取るような体制が望ましい。今後の継続課題として実施機関や講師を対象としたセミナー等の展開が考えられる。

⑦受講者不足（認定コースの中止）

⑧申請機関の減少・撤退

認定基準にある「当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って1年間において、当該申請職業訓練と同等の内容の職業訓練を適切に行ったことがあること」の項目が、過去の運営実績を確認するための重要な項目ではあるものの、参入の障壁ともなっており、また、定員割れに起因する中止コースなどで1年間実績が無くなった場合は、再参入が困難となる。

定員割れ運営による経費負担増による撤退、または中止による先行投資の損失など民間企業としては自身の存続にも影響を及ぼす大きな問題である。

受講者不足は、制度の根幹を揺るがす大きな問題で有り、法律・制度に起因す

るところが大きいいため厚生労働省による制度運営の改善・対応が期待される
ところである。

(2) 雇用支援機構の支援のあり方

- ①実施状況確認（巡回）時における助言・指導能力の向上
- ②機構職員の就職支援、キャリア・コンサルティングスキルの向上
- ③能力開発コーディネーターの巡回・指導スキルの平準化・スキル向上
- ④苦情防止・対応
- ⑤職員間の情報共有・認定業務と指導業務の連携強化

今回開発・実施した職員研修が活用・伝達されることにより現場の指導業務に
関するスキルが向上すること、また研修の追加実施などにより継続的に改善され
ていくことに期待したい。

⑥教育訓練サービスガイドライン等の普及・指導

今回実施した職員研修にも要素として盛り込まれているが、更なる普及を目的
に次年度の調査研究のテーマとして取組む予定である。

⑦関係機関（労働局、ハローワーク）との連携強化

既に緊密な関係が確立しているが、各都道府県の個別事情によるところが大き
いことなどから各現場での更なる連携強化が望まれる。

(3) 労働局、ハローワーク

①受講希望者の確保

主に3つの要因が考えられる。

- イ．求職者支援制度の利用対象となる方が、雇用保険未加入やなどハローワ
ークとは縁遠いこともあり制度を必要としている方に情報が届いていな
いといった状況がある。
- ロ．ハローワーク窓口では、求職者支援訓練や委託訓練など各種公的職業訓
練の多様化に対応ができていない状況が見受けられる。
- ハ．求職者支援訓練の受講に関して、職業相談・特定求職者認定・支援指示
などの手続きや要件が、受講希望者の障壁となっている側面がある。

②認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金

不正受給を防止するためにも厳格化せざるを得ないこともあり、雇用支援機構
としては管轄が異なることから対応が困難な問題である。

③苦情対応

ハローワーク、雇用支援機構、実施機関の3者が協力し合いながら改善してい
く必要がある。苦情を未然に防ぐためには、民間教育訓練機関に現行制度・ルー
ルの趣旨・背景などを理解してもらうことが重要である。苦情が発生した場合に
は、一義的には実施機関に配置されている「苦情を処理する者」が対応し、実施

機関において解決されることが望ましい。しかしながら、苦情が直接ハローワークや雇用支援機構などへ寄せられることもあり実施機関との連携・指導が必要となる。

2-2 今後の展開

(1) 厚生労働省「民間教育訓練機関における教育訓練サービスガイドライン」の普及促進

①「教育訓練サービスガイドラインガイドブック（仮称）」の作成及び精査

昨年度及び今年度実施した研修教材を参考資料として厚生労働省「民間教育訓練機関における教育訓練サービスガイドライン」（特に、「第3章 職業訓練サービス」の項目に関を中心として作成）を簡易に表現したガイドブックの作成を検討する。

②ガイドラインと求職者支援制度とを両立する支援のあり方

前述のガイドブックにおいて、求職者支援訓練の実態との対比を踏まえ、実践的・具体的な表現を検討する。

(2) 「求職者支援訓練 質向上のためのヒント集（仮称）」の活用

調査研究テーマ「求職者に対する訓練コースのコーディネート等に関する調査研究」において開発を進めている「求職者支援訓練 質向上のためのヒント集（仮称）」の活用及び補増を促進する。

この「求職者支援訓練 質向上のためのヒント集（仮称）」は、求職者支援制度に関する法律・施行規則、雇用支援機構から示されている留意事項等の制度上のルールだけでは対応が難しい要件について、雇用支援機構の経験・ノウハウを基に、クラス運営、能力開発基礎講習、就職支援等についてまとめたものである。今年度は、試作第1版として雇用支援機構部内用として作成しており、次年度は、現場での活用を踏まえての改訂・補増を行う。将来的には、民間教育訓練機関向けに公開できるものとして整理していく。

(3) 民間教育訓練機関向けの講習会・勉強会の拡大展開

東京職業訓練支援センターなどで実施されている民間教育訓練機関向けに展開している講習会・セミナーの全国普及を検討する。これには、専門性を持った職員の配置や研修などによる人材育成の体制づくりが必要となる。

(4) 職業訓練指導員のサポート強化

雇用支援機構の職業訓練指導員が持っている職業訓練運営のノウハウ及び専門技術との連携・協働により、民間教育訓練機関に対してより技術的・専門的な指導及び助言が展開できる。また、「教育訓練サービスガイドラインに基づく職業訓練の質保証に係る研修」により、民間教育訓練機関への支援能力の向上を推進する。

第3節 まとめ

3-1 まとめ

求職者支援制度に関して昨年度は認定業務、今年度は指導業務に関して調査研究を進め、民間教育訓練機関に対する相談支援能力の向上に資してきた。これら調査研究の成果により、雇用支援機構に求められる第9次職業能力開発基本計画の「国のプロデュース機能（総合調整機能）の強化」及び「職業訓練のインフラの構築」の一翼を担う成果となったと考えられる。今後も一層の調査研究・環境整備を推進し、雇用支援機構の役割を強化していくものである。

アンケート調査へのご協力をお願い

調査研究資料No.134

今後、基盤整備センターがより良い調査・研究を行うために、本書のご活用事例のアンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

以下のフォームに直接ご記入いただくか、ホームページ (<http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/>) からダウンロードしていただき、FAXまたはメールで下記までお送りください。

1) 活用した内容 (いつ、何のために、活用したページ、 どのように、複製の有無)	
2) 本書に対するご意見、ご要望、今後期待するテーマ	
3) 連絡先 (施設名、役職、電話番号)	

宛先 基盤整備センター普及促進室

FAX 0422-38-5228

メール fukyu@uitec.ac.jp

その他、お問い合わせは基盤整備センター普及促進室 (TEL 0422-38-5225) にご連絡下さい。

本報告書等は、基盤整備センターホームページ「職業能力開発ステーションサポートシステム（TETRAS）」の「基盤整備センター刊行物検索」から閲覧、ダウンロードができます。

URL : <http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/>

調査研究資料 No. 134

「求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究 ―中間報告（2）―」

発行 2013年3月
発行者 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校 基盤整備センター
所長 長谷川 健治
〒180-0006 東京都武蔵野市中町1-19-18 武蔵野センタービル4F
電話 0422-38-5225（普及促進室）
印刷 株式会社旭クリエイト
〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼1-3-17 宮方ビル4F
電話 045-620-8890

本書の著作権は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が有しております。

ISSN 1340-2404

調査研究資料 No.134
2013

THE INSTITUTE OF RESEARCH AND DEVELOPMENT
POLYTECHNIC UNIVERSITY